

安曇野市景観計画及び景観づくりガイドラインの改定ポイントについて

1 景観計画の主な改定内容

(1) エリアごとの景観的特徴と課題の見直し（第I部 景観づくりの方針）

社会状況等の変化やアンケートの結果を踏まえて、エリアごとの景観的特徴と課題について、内容の一部を修正しました。追加した景観づくりに向けての課題は、次のとおりです。

- ①まちなかエリア：景観を阻害する空き店舗や空き家（p. 7）
- ②田園エリア：緑化の普及啓発（p. 8）、太陽光発電等の新たな施設（p. 9）
- ③山麓・山間部エリア：農地や山林の管理（p. 10）

(2) 景観づくりの推進方策の整理（第III部 景観づくりの推進方策）

現行の景観計画策定後の取り組みの進展や経過を踏まえて、推進方策を整理し、内容の修正及び新たな取り組みの追加を行いました。主な改定箇所は、次のとおりです。

取り組み1 景観づくりの約束事を定めて守る

- ・「必要な基準の追加・見直し」を取り組みに追加（p. 32）
- ・「協定の締結・推進地区の指定」を取り組み2・3へ整理して移動（p. 33）

取り組み2 景観づくりの活動の継続・推進

- ・具体的な支援方策及び取り組み事例の追加（p. 34）

取り組み3 よりよい景観に導くしくみと体制の構築

- ・緑化に関する取り組み方策の拡充（p. 36）
- ・多様な主体との連携をしていく方策を追加（p. 37）

(3) その他

- ・計画の位置付けについて、土地利用基本計画と連携していくことを追加（p. 2）
- ・屋外広告物条例が制定されたため、特定外観意匠に関する記載を削除（p. 26、46）
- ・文言や表現の整理（全体）

2 景観づくりガイドラインの主な改定内容

(1) 太陽光発電施設等に関するガイドラインを追加

近年、太陽光発電施設及び携帯電話の基地局の建設が増加していることから、これらの景観に対する基本的な配慮事項を追加しました。（p. 33）

(2) その他

- ・特定外観意匠に関する記載を削除（p. 2、3、54）
- ・建物配置における主要幹線道の定義を明確化（p. 11）
- ・建築物の基調色の定義をわかりやすい表現へ変更（p. 17）
- ・地図や統計データの更新（p. 6、26、57）
- ・文言や表現の整理（全体）